

4. 市町連携型金融支援補助金(県制度)

市町名	利子補給補助の対象制度名 (利子補給制度名)	利子補給の対象者	補給する貸付利率	利子補給対象期間	利子補給の方法	備考
津市	日本政策金融公庫の ・新企業育成貸付 ・新企業育成・事業安定等貸付 ・企業活力強化貸付 ・食品貸付	津市の区域内に主たる事務所若しくは事業所を有し、創業後5年未満の者又は新たに事務所若しくは事業所を設置し創業しようとする者	1.0%以内 (上限10万円)	最初の返済月から 36月を超えない期間	借受人からの申請により、前年の1月1日から12月31日までに支払った利子分を限度額の範囲内で一括して交付。	H29年度創設 (事業指定済)
伊勢市	日本政策金融公庫の ・中小企業経営力強化資金	伊勢市内の中小企業者で、左の資金の融資を受けた者 (ただし、平成29年4月1日以降に融資を受けた者が対象)	1.0%以内	3年以内	借受人からの申請により、前年の1月1日から12月31日までに支払った利子分を限度額の範囲内で一括して交付。 (ただし、平成29年度においては平成29年4月1日から12月31日までが対象)	H27年度創設 H29年度変更 (事業指定済)
鈴鹿市	日本政策金融公庫貸付資金の ・新企業育成貸付	左の資金の融資を受け、主たる事業所又は営業所を市内に有し、又は設置しようとする事業者で、市税を滞納していない者	1.0%以内	2年以内	借受人からの申請により、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	H29年度創設 (事業指定済)
亀山市	日本政策金融公庫貸付資金の ・新企業育成貸付 (新規開業資金、女性・若者/シニア企業資金、再挑戦支援資金) ・新企業育成・事業安定等貸付 (生活衛生新企業育成資金)  日本政策金融公庫貸付資金の ・新企業育成貸付 (新事業活動促進資金・中小企業経営力強化資金)	次のいずれにも該当する者 (1)日本政策金融公庫の融資を利用している者 但し、新企業育成貸付のうち新事業活動促進資金及び中小企業経営力強化資金を借り受けた者にあつては、業歴が5年を超える者に限る。 (2)市内に主たる事業所又は営業所を有する者 (3)市税を滞納していない者	1.0%以内 (利率が1%を下回る場合はその利率)	36か月以内	1月1日から12月31日までに支払った利子分を翌年1月1日から2月末日までに申請。 内容を審査後、一括して交付。	H29年度創設 (事業指定済)
熊野市	日本政策金融公庫貸付資金の ・新企業育成貸付	次に掲げる要件を充たす者 (1)市内に住所を有するもの (2)本市の市税を完納しているもの (3)融資の貸付期間が2年以上であるもの (4)融資が証書による契約であるもの (5)返済計画が確実なもの (6)補助金を受ける同一年度において、熊野市からの他の補助金(市長が軽微と認めるものを除く。)を受けていないもの (7)フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業及び別表に定める事業でないこと。	1.0%以内 (上限30万円)	1年 (1回)	借受人からの申請により、一括して交付。 (融資額の1.0%を融資年度に1回交付。)	H30年度創設 (事業指定済)
明和町	日本政策金融公庫貸付資金の ・新企業育成貸付①  日本政策金融公庫貸付資金の ・新企業育成貸付②	左記融資を受けた者で、次の要件を全て満たす者 ①町内に主たる事業所を有している(設置することが確実な場合を含む)こと ②町税を完納している(非課税の場合を含む)こと ③明和町商工会に加入している(加入することが確実な場合を含む)こと ④明和町商工会の幹旋を受けていること	1.0%以内 (上限20万円)	12ヶ月	借受人が明和町商工会を経由して申請し、その内容を審査して交付	H29年度創設 (事業指定済)
大台町	日本政策金融公庫融資制度の ・新企業育成貸付の 新規開業資金 女性、若者/シニア起業家資金 再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金) 新事業活動促進資金 中小企業経営力強化資金 マル経融資	町内で商工業を営み、大台町商工会に加入し、かつ、町税を完納している会員	1.0%以内 (上限20万円)	1年 【条件満たせば 4年(+3年)】	借受人からの申請により、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	H27年度創設 (事業指定済)